

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |  |                             |
|-------------|--|-----------------------------|
| 部 課 室 等 名   | 中央卸売市場   |                             |
| 許 認 可 等 名   | 相対取引の承認  |                             |
| 根 拠 法 令     | 徳島市中央卸売市場業務条例  |                             |
| 根 拠 条 項     | 第35条第2項  |                             |
| 連 絡 先       | (電話 628 - 2759)  |                             |
| 審 査 基 準     | <p>(売買取引の方法)<br/>第35条 【略】<br/>2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品(前項第2号に掲げる物品にあっては、同号の市長が別に定める割合に相当する部分に限る。)については、次の各号に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不相当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。</p> <p>(1) 災害が発生した場合<br/>(2) 入荷が遅延した場合<br/>(3) 卸売の相手方が少数である場合<br/>(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合<br/>(5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合<br/>(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給するためその他やむを得ない理由により通常の販売開始の時刻以前に卸売をする場合<br/>(7) 第40条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合</p> <p>3～5 【略】</p> |                             |
|             | 参 考 事 項  | 予約相対取引承認要領                  |
|             | 設 定 等 年 月 日  | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間  | 総日数 5日(休日を除く)               |
|             | (設定しないものについてはその理由)   |                             |
|             | 設 定 等 年 月 日  | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |

審査基準

基準

( 相対取引の承認申請 )  
第 3 6 条 前条第 2 項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

徳島市中央卸売市場業務条例施行規則  
( 承認による相対取引の方法による卸売 )  
第 5 0 条 卸売業者は、条例第 3 5 条第 2 項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書を提出し承認を受けなければならない。

相対取引の承認に係る審査基準については、上記の他、別紙「予約相対取引承認要領」のとおり。

\* 相対取引承認申請書は、別紙様式第 2 3 号とする。